

徳島県告示第三百号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	海部郡牟岐町地内	令和四年二月三日から 令和四年九月三十日まで